

平成 27 年

# 奥州金ヶ崎行政事務組合議会会議録

第 2 回定例会 10 月 23 日招集

奥州金ヶ崎行政事務組合議会



平成 27 年第 2 回  
奥州金ヶ崎行政事務組合議会  
定例会会議録



平成27年第2回奥州金ケ崎行政事務組合議会定例会会議録

議事日程第1号

平成27年10月23日（金）午前10時開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸般の報告
- 第4 一般質問
- 第5 報告第1号 自動車損傷事故に係る損害賠償事件に関する専決処分の報告について
- 第6 報告第2号 自動車損傷事故に係る損害賠償事件に関する専決処分の報告について
- 第7 報告第3号 平成26年度奥州金ケ崎行政事務組合胆江広域水道用水供給事業会計資金不足比率の報告について
- 第8 議案第1号 奥州金ケ崎行政事務組合行政手続条例の一部改正について
- 第9 議案第2号 奥州金ケ崎行政事務組合個人情報保護条例の一部改正について
- 第10 議案第3号 原子力発電所事故に起因する損害賠償請求事件の和解に関し議決を求めることについて
- 第11 議案第4号 平成27年度奥州金ケ崎行政事務組合一般会計補正予算（第2号）
- 第12 議案第5号 平成27年度奥州金ケ崎行政事務組合胆江広域水道用水供給事業会計補正予算（第1号）
- 第13 議案第6号 平成26年度奥州金ケ崎行政事務組合一般会計歳入歳出決算認定について
- 第14 議案第7号 平成26年度奥州金ケ崎行政事務組合胆江広域水道用水供給事業会計利益の処分及び決算の認定について

~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~

本日の会議に付した事件

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸般の報告
- 第4 一般質問
- 第5 報告第1号 自動車損傷事故に係る損害賠償事件に関する専決処分の報告について
- 第6 報告第2号 自動車損傷事故に係る損害賠償事件に関する専決処分の報告について
- 第7 報告第3号 平成26年度奥州金ケ崎行政事務組合胆江広域水道用水供給事業会計資金不足比率の報告について
- 第8 議案第1号 奥州金ケ崎行政事務組合行政手続条例の一部改正について
- 第9 議案第2号 奥州金ケ崎行政事務組合個人情報保護条例の一部改正について

- 第10 議案第3号 原子力発電所事故に起因する損害賠償請求事件の和解に関し議決を求めることについて
- 第11 議案第4号 平成27年度奥州金ヶ崎行政事務組合一般会計補正予算（第2号）
- 第12 議案第5号 平成27年度奥州金ヶ崎行政事務組合胆江広域水道用水供給事業会計補正予算（第1号）
- 第13 議案第6号 平成26年度奥州金ヶ崎行政事務組合一般会計歳入歳出決算認定について
- 第14 議案第7号 平成26年度奥州金ヶ崎行政事務組合胆江広域水道用水供給事業会計利益の処分及び決算の認定について

出席議員（13名）

|      |     |       |
|------|-----|-------|
| 議 長  | 渡 辺 | 忠 君   |
| 1 番  | 千 葉 | 敦 君   |
| 2 番  | 廣 野 | 富 男 君 |
| 3 番  | 及 川 | 佐 君   |
| 4 番  | 菅 原 | 圭 子 君 |
| 5 番  | 有 住 | 修 君   |
| 6 番  | 高 橋 | 政 一 君 |
| 7 番  | 阿 部 | 加代子 君 |
| 8 番  | 中 澤 | 俊 明 君 |
| 9 番  | 梅 田 | 敏 雄 君 |
| 10 番 | 今 野 | 裕 文 君 |
| 11 番 | 内 田 | 和 良 君 |
| 12 番 | 千 田 | 力 君   |

欠席議員（なし）

説明のための出席者

|             |               |           |
|-------------|---------------|-----------|
| 管 理 者       | 奥 州 市 長       | 小 沢 昌 記 君 |
| 副 管 理 者     | 金 ヶ 崎 町 長     | 高 橋 由 一 君 |
| 副 管 理 者     | 奥 州 市 副 市 長   | 江 口 友 之 君 |
| 監 査 委 員     |               | 菊 地 政 平 君 |
| 事 務 局 長     |               | 高 橋 寛 寿 君 |
| 事 務 局 次 長   | 兼 企 画 総 務 課 長 | 渡 辺 和 也 君 |
| 施 設 管 理 課 長 |               | 高 橋 一 義 君 |
| 会 計 管 理 者   | 兼 出 納 室 長     | 鈴 木 忠 孝 君 |

|                 |         |             |
|-----------------|---------|-------------|
| 企画総務課主幹         |         | 安 倍 副 君     |
| 施設管理課主幹         |         | 菊 地 春 彦 君   |
| 消 防 長           |         | 阿 部 保 之 君   |
| 消 防 次 長         | 兼水沢消防署長 | 千 田 光 男 君   |
| 消防総務課長          |         | 千 葉 直 君     |
| 消防救急課長          |         | 平 裕 司 君     |
| 予 防 課 長         |         | 菊 池 亮 君     |
| 江刺消防署長          |         | 高 橋 義 則 君   |
| 消防救急課主幹         | 兼通信指令室長 | 宮 本 茂 利 義 君 |
| 消防救急課主幹         | 兼危機管理室長 | 及 川 一 彦 君   |
| 企画総務課 課 長 補 佐   |         | 菊 地 耕 也 君   |
| 施設管理課 課 長 補 佐   |         | 菅 原 優 君     |
| 施設管理課 課 長 補 佐   |         | 高 橋 陸 朗 君   |
| 消防総務課 課長補佐兼人事係長 |         | 小野寺 和 則 君   |
| 企画総務課 副主幹兼企画係長  |         | 松 田 好 正 君   |
| 企画総務課 総 務 係 長   |         | 馬 場 隆 君     |
| 企画総務課 財 政 係 長   |         | 藤 原 丈 司 君   |
| 施設管理課 主 査       |         | 菅 原 敏 幸 君   |



議 事

午前10時 開議

○議長（渡辺忠君） これより平成27年第2回奥州金ケ崎行政事務組合議会定例会を開会いたします。

出席議員は定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議は議事日程第1号をもって進めます。

~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~

○議長（渡辺忠君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第73条の規定により、議長において、11番内田和良議員、12番千田力議員の2名を指名いたします。

~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~

○議長（渡辺忠君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、お手元に配付しました予定表のとおり本日1日限りとしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺忠君） ご異議なしと認めます。よって会期は本日1日限りと決しました。

~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~

○議長（渡辺忠君） 日程第3、諸般の報告を行います。

行政視察報告及び監査報告は、お手元に印刷配付のとおりであります。これに対し質問ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺忠君） 質問なしと認めます。

なお、今期定例会に提出のため管理者より議案等10件の送付を受けております。

これをもって報告を終わります。

~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~

○議長（渡辺忠君） 日程第4、一般質問を行います。

通告順に質問を許します。なお、質問につきましては、奥州金ケ崎行政事務組合議会規則第58条により、同一議員につき3回を超えることができないという規定をされておりますことをあらかじめ申し上げておきます。

初めに、7番阿部加代子議員。

〔7番阿部加代子君登壇〕

○7番（阿部加代子君） 7番阿部加代子です。通告いたしておりました2件について管理者にお伺いいたします。

1件目、地域住民の要望についてお伺いをいたします。1994年、ごみ焼却施設をこの地に置かせていただき、周辺住民の皆様にはご理解とご協力をいただき、心から感謝申し上げます。



す。当施設は、市民生活を送る上でなくてはならない施設であります。しかし、本音は居住地域には置いてほしくないという迷惑施設でもあります。2011年、東日本大震災発災時には、瓦れきなどの焼却も受け入れていただき、東京電力福島第一原子力発電所事故で発生した放射能物質飛散のため汚染した農林業系廃棄物などの焼却の受け入れにもご了解をいただき、今日の快適で安全な生活を維持できていることを奥州金ケ崎の市町民は忘れてはなりません。そして、今後さらに当施設の長寿命化を進めるに当たり、周辺住民の皆様のさらなるご理解とご協力を賜り進めていかなければなりません。住民の皆様には、ご不便をおかけすることなく、また不安や心配をおかけすることなく、改良工事を行っていかなくてはなりません。

そこで、お伺いをいたします。現在のごみ焼却施設の整備に伴い、周辺住民の皆様から道路整備などの要望が出されています。この住民要望の進捗状況についてお伺いをいたします。特に未実施のものがあるのかお伺いをいたします。

現在検討を進めているごみ焼却施設の長寿命化計画に伴い、地元住民の方々から要望が出されているのかお伺いをいたします。

2件目、バイスタンダーの保険制度導入についてお伺いをいたします。救命効果の向上は、現場に居合わせた人、バイスタンダーによる応急手当での実施が重要です。高齢化などの影響により、救命需要は年々増加しています。消防本部では、救命講習、応急手当普及員の養成講習など、応急手当に関する取り組みを推進しています。AEDの設置もふえてきています。日本蘇生協議会（東京）が路上などで倒れた人に対する一般市民による心肺蘇生法の新たなガイドラインを作成し、ホームページで公表しています。ガイドラインでは、呼吸の有無が判然とせず、心肺停止状態かどうか判断に自信が持てない場合でも、すぐに心臓マッサージやAEDの使用を開始するよう明記しています。心肺停止でなかったとしても害はなく、胸の骨が折れるなどしても原則責任を問われることはありません。また、119番した際には、救急車を呼ぶだけでなく、通信指令員からの心臓マッサージの指導を受けることも必要と指摘されています。バイスタンダーが安心して応急手当をできる、実施できる体制を整えなければならないと考えます。

東京消防庁では、バイスタンダーのための保険制度を創設し、先月9月9日9時から運用開始が始まりました。従来は、消防法に基づき災害補償が行われてきましたが、その適用には救急隊員からの協力要請によって行われた応急手当であることなど一定の条件があるため、災害補償が適用されない場合もあります。応急手当の実施に伴い、けがをした場合、法令などに基づく災害補償が適用されないバイスタンダーに対して見舞金を支払うもので、こうした災害補償を充実させることにより、誰もが安心して救護の手を差し伸べることができる環境を整備し、応急手当の実施率向上を目指して創設されました。当消防本部においても、保健制度を導入すべきと考えます。以下の点についてお伺いをいたします。

管内のAED設置状況について、普通救命講習、応急手当普及員養成講習の状況について、バイスタンダー保険制度導入の検討について、管理者のお考えをお伺いいたします。

以上、登壇しての質問といたします。

○議長（渡辺忠君） 小沢管理者。

〔管理者小沢昌記君登壇〕

○管理者（小沢昌記君） 阿部加代子議員のご質問にお答えをいたします。

1 件目のご質問であります。平成6年9月竣工、10月からの供用開始となり現在に至っているこの施設でございますが、ごみ施設の整備に際しましては、平成2年11月に地域住民で組織する仙人地区環境対策協議会から公害防止協定の締結、衛生センター敷地外への保養センターの設置、周辺の旧水沢市道の整備等16項目の事項が要望され、そのほとんどを組合と旧水沢市で実施しております。

要望のうち未実施のものとして、し尿搬入車両のパネル化と衛生センター北側の工業専用地内を流れる清水下笹町水路の改修整備が残っております。し尿処理施設へのし尿搬入車両のパネル化につきましては、し尿収集業者への協力を求めておりました結果、平成20年度において60%のパネル化であったものが、現在搬入車両53台中35台、66%のパネル化が達成されております。し尿搬入車両のパネル化につきましては、今後も地元要望に応えられるよう、し尿収集業者に対して理解を得る努力を重ねてまいりたいと考えております。

次に、工業専用地内から衛生センター北側を流れ、北上川に注ぐ清水下笹町水路の改修整備についてであります。清水下笹町水路のうち、衛生センターに隣接する部分については、組合において平成3年度に改修を実施済みであります。残りの上流部分の工業専用地内については、旧水沢市において改修を行っていただくこととしておりますが、現在まで検討はなされたようではありますが、結果として未実施となっております。組合としては、衛生センター、地域住民の皆様の要望事項でもあり、現在奥州市において検討しているところでございます。

次に、ごみ焼却施設の長寿命化計画に伴う地域住民からの要望についてであります。現在長寿命化計画の方向性について検討中であり、今後地域住民への計画の説明を行ってまいりたいと考えております。

現在、地域住民で組織する仙人地区環境対策協議会におきましては、ごみ焼却施設の長寿命化に係る地域要望事項を検討中であると同っており、具体の要望が出された時点で適切に検討、協議をしてまいりたいと考えております。

次に、AEDの実施状況あるいはバイスタンダーの保険制度等についてのご質問にお答えをさせていただきます。AEDの設置状況につきましては、平成27年8月31日現在、消防本部へ通知のあった管内AED設置事業所は267となっております。この数は、平成23年10月1日現在の162と比較し、105事業所増加していることとなります。

次に、救命講習の受講状況につきましては、平成26年は普通救命講習、応急手当普及員養成講習及び学校応急手当普及員養成講習など各種講習会を実施しております。今後も消防本部として救命講習を定期的に企画、開催するとともに、事業所などからの要請には消防職員

の派遣や講習用資器材の貸し出しを行い、応急手当の普及に努めてまいります。

次に、バイスタンダーの保険制度についてお答えをいたします。救急現場において応急手当を実施していただいたバイスタンダーが負傷などした場合の補償については、救急隊員からの協力要請など一定の要件のもと消防法に定められている救急業務協力者として対応しているところであります。このたび東京消防庁におきまして、独自の制度としてバイスタンダー保険制度を全国で初めて導入したことを報道で知ったところであり、その効果、有効性について現在消防長に調査させているところであります。具体につきましては、消防長からご答弁を申し上げます。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（渡辺忠君） 阿部消防長。

○消防長（阿部保之君） 7番阿部議員のご質問にお答えいたします。

管内のAED設置事業所につきましては、ことし9月から厚生労働省より県保健福祉部を通じ、AED設置登録情報に関する情報公開が実施されております。今後は、この情報を活用し、管内のAED設置状況の詳細把握に努めてまいります。

AED設置状況の周知につきましては、AED設置登録情報、これのデータを消防本部のホームページにリンクさせるなどの方法について検討を進めているところでございます。

また、消防本部では、AED設置事業者、設置事業所情報や救命サポーターステーションに認定した事業所情報を指令システムに反映させております。通信指令員から通報者へ現場周辺のAED設置情報を提供できる体制となっております。このことにより、早期のAEDを用いた応急手当が実施可能となり、救命率の向上につながるものと考えております。

次に、救命講習実施状況につきましては、平成26年に各種救命講習を5,592名の方に受講していただき、前年比で1,075名の増加となっております。普通救命講習、これは3時間以上の講習でございますが、この講習の実施につきましては114回実施し、受講者数が2,117名となっております。3時間未満の一般講習と合計しますと226回実施しております。応急手当普及員の養成につきましては、平成27年は講習会を1回実施し12名の方を認定しております。学校応急手当普及員につきましては、平成27年に講習を1回実施し38名を認定、平成26年までの16名と合わせ54名の小中学校教員を認定しております。

救命講習実施回数が平成25年の253回と比較しますと27回減少しましたが、受講者数は1,075名増加しております。講習会の実施回数が減少した要因としましては、各事業所において応急手当普及員が一般講習を実施していること、県立高校の再編等によりクラスが減少したことなどが考えられます。また、普通救命講習に必要な3時間以上を確保することが難しいとの申し出も多く、一般講習として実施していることが実施回数の減少及び受講人数の増加につながっているものと思われまます。今後も応急手当の普及推進を図り、バイスタンダーによる応急手当で実施率を高め、救命率の向上に努めてまいります。

次に、バイスタンダー保険制度につきましては、ことし9月から東京消防庁では独自の制

度としてバイスタンダーに対する保険制度を導入しました。これは、バイスタンダーが応急手当での実施に踏み切れなかった理由についてアンケート調査を行った結果、血液等による感染が心配といった回答があったことから、これらの不安を軽減し、バイスタンダーによる応急手当実施率を上げることを目的としているもので、東京消防庁と民間保険会社の契約により実施されているものでございます。この保険制度につきましては、今後全国消防長会等を通じ全国的に取り扱うとの情報もございますので、バイスタンダーが不安なく安全に応急手当を実施することができる体制とするためにも、この保険制度の有効性についてさらに調査を進めるとともに、全国的な動向を踏まえながら検討を進めてまいります。

以上でございます。

○議長（渡辺忠君） 7番阿部加代子議員。

○7番（阿部加代子君） まず、1点目の地域住民の要望につきまして再質問させていただきます。

地元の住民の方々から16項目の要望が出て、そのほとんどが要望どおり対応していただいているということでございました。しかし、2項目につきましては、まだ完全に要望に対しまして対応がなされていないということでございますけれども、し尿処理の関係の車のパネル化、それに関しましては徐々に進めていただいておりますし、しっかり理解を得ながら引き続き推進をしていっていただきたいというふうに思いますけれども、なるべくもう長い時間たっておりますので、100%を目指して何とか対応していただくように再度申し入れをしていただくということも必要かと思っておりますので、その点に関して。

それから、清水下笹町の水路の件でございますけれども、お伺いをいたしますと大変費用もかかるというふうに聞いております。また、胆沢平野さんとの関係もあるというふうには聞いておりますけれども、その方向性をしっかりと協議をしていただきまして、住民の皆様にごここまで協議が進んでいるとか、ごここまで予算の確保ができていますとか、何らかの要望に対する対応につきましては、住民の皆様にご丁寧にご説明をして対応していく、そういう姿勢が大事ではないかというふうに思います。

地域の皆様のお声をお聞きいたしますと、この水路の改修につきましては、もう悲願であるというような声もお伺いいたしております。何とか対応していただきたいという切なる願いでございましたけれども、この16項目、1項目も欠けることなく対応していくということがこの施設をここに置いていただいていることへの誠意であると思っておりますので、ぜひこの水路の改修につきましても実現をしていただきたいというふうに考えますので、その点についてお伺いいたします。

また、今後の対応につきましては長寿命化をするということで、また新たな住民の方々のお声が出てくるというふうに思われますので、その点も丁寧に聞き取りをしながら対応していただきたいというふうに思います。まずは、計画が固まる段階、または固まらなくても、こういう方向で進めているのだということを丁寧に説明をしてべきだというふうに考えます

けれども、その点についてお伺いをいたします。

それから、バイスタンダーの保険制度の導入につきまして再質問させていただきます。まず、バイスタンダーの応急手当の実施が大変重要になってきております。特に今後高齢化がますます深刻になってまいりますし、近くにいる人が命を救えるかどうかというところになっていくと思います。しかし、いざそういう場面に遭遇したときに、では体がすぐ動くかといいますと、なかなか勇気とか、ためらいとか、さまざま出てきますので、そういう場合でもとにかく胸を押しして心臓マッサージをまずはしてほしいということを市民の皆様には周知をしていただきながら、このバイスタンダーの存在意義をぜひ広めていっていただきたいというふうに思うわけですが、その際にはAEDの設置場所、これらに關しまして、例えば奥州市ではホームページの最初の画面のところをクリックすると出てくるというようなシステムになっておりますし、また消防本部のほうでも今後ホームページをさらに開けばわかるというようなシステムに変更していただきながら、市民の皆様にはAEDがどこにあるのか周知をしていくことが大変重要であると思っておりますし、例えば救命講習に来ていただいている皆様に対しても、こういうところにあると、例えば職場であるとか、また住んでいる地域であればこういうところに行けば設置されていますということの周知も必要だというふうに思います。講習の際にもAEDの設置場所を教えるということも必要かというふうに思います。

救命講習の開催が減っているのは、養成した方々がやっていたというところでございますけれども、やはり普及員になられた方々がどのように活動されているのかということもできれば把握をしていただきながら、普及員の方々のある程度励みにもなるかと思っておりますので、強制ではなくても、どういう活動されたのか教えていただければということであれば、講習会の回数も重ねることができると思いますし、また講習を受けた方々の人数もふえてくるのではないかとこのように考えますので、その辺についてお伺いをします。

それから、学校のほうでは、学校で新たに養成をしていただきまして、学校でも先生方ができるというような体制をとっていただいておりますけれども、この辺も学校でどのようにされているのかということも本部のほうでも把握をしていただきながら、数字に反映できるような形も必要かと考えますので、その辺。

それから、バイスタンダーの保険制度の創設ですけれども、東京消防庁が先駆を切ってこのたび取り組みをされたわけですが、今後全国的に広がりを見せていくというふうに思われますので、先駆けて奥州金ヶ崎消防本部で取り組んでいただければというふうに思います。来年度は国体が当市でも行われるということになっておりますし、このようなバイスタンダーの方々が安心して、いざというときに取り組めるという状況、環境をつくって差し上げるということの啓発活動になっていくと思います。金額的なこともあるかとは思いますが、この辺も来年度予算に盛り込んでいただきながら、バイスタンダーが安心してできる環境づくりをぜひ取り組んでいただきたいというふうに思いますけれども、もう一

度お伺いをいたします。

○議長（渡辺忠君） 高橋事務局長。

○事務局長（高橋寛寿君） それでは、私のほうからは焼却施設建設に伴う地元要望の件についてお答えをさせていただきます。

まず、この要望につきましては、平成6年から稼働している現在の施設の建設の際に、それに先立って平成2年に仙人地区環境対策協議会というところから出されたものでございます。その実施内容は、先ほど申し上げたとおりでございます。そのうちパネル化につきましては、対策協議会とは年に4回、対策協議会がこの施設の稼働状況を立入調査を行いますというのも要望事項に入っております。それはずっと毎年実施をしてございます。その際の意見交換の中で、パネル化につきましては年に1回だったと思っておりますけれども、状況のお知らせをしてございます。

パネル化につきましては、収集業者の方々をお願いをして、経費負担も業者の方の負担という前提をお願いをしているものでございます。100%にならない事情としましては、資金的な問題もございますが、もう一つはパネル化を全部しますと、車体のボリュームが膨らむことによって、現在収集しているところで入れないところがあるので、なかなか100%は難しいというお話がございます。そういったことをお伝えをしながら、地元の方々と意見交換をしていただいて、可能な分についてはぜひパネル化ということで現在も各業者さんをお願いをしている状況でございます。今後とも、その取り組みは続けてまいりたいと考えてございます。

その要望事項に対しては、実はパネル化の状況についてお話をしておりましたが、水路の話はそういった際にも地元からここしばらくは特段要望事項としての未実施事項ですよというお話がございませんでした。組合といたしましては、平成2年に出された要望事項の実施主体を当時整理をいたしまして、水路については市のほうをお願いをしたという思いもございまして、さらに加えて今言ったように毎年環境対策協議会との立入調査の際の意見交換でも水路のお話が出なかったものですから、私どもも市のほうにその後の状況を確認することには行っておりませんでした。この水路の話が出ましたのは、今回、現在の施設を改修工事して長寿命化を図りたいというお話をご説明した際に、そういえば昔、いろいろ要望した事項がありましたよねということで、改めて要望事項を確認した際に、この水路についてはまだですよというお話が出たということでございます。現在改めて市のほうといろいろ相談をさせていただいている状況でございます。お話しのとおり、なかなか実施には大変なところがあるようではございますけれども、地元の方々に現在の状況ですとか、これは市とともに伝えてまいりたいというふうに考えております。

それから、新たな要望事項については、先ほど管理者が答弁したとおりでございます。長寿命化の状況についても、年4回の立入調査の機会を捉えて状況についてはお話をしているところですが、今後はそれ以外にも計画の進みぐあいに応じて、できるだけ回数をふやして

長寿命化の考え方、あるいはもしかしたら設備に関連する要望事項などがないとは言えませんので、緊密に情報交換をしていきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（渡辺忠君） 阿部消防長。

○消防長（阿部保之君） お答えいたします。

心肺蘇生法を実施する勇気というお話でしたが、先日消防本部で普及員講習がございました。その折の挨拶に私申し上げましたが、実施する手技手法はそれほどハードルは高くないのです。実施する勇気を持つ、こっちのほうがハードル高いと。構わないで何もしないで放置していれば、間違いなく別の世界に行ってしまうので、やったほうが絶対得ですよというお話をしたところですが、なかなか勇気を持ってもらえるというのは、一回限りの話では難しいと思いますので、議員おっしゃるとおり職員一丸となってバイスタンダーの皆様に勇気を持つような行動をとっていきたいと考えております。

また、AED設置場所の周知につきましては、救命講習会においても周知したらどうですかというお話でしたが、まさにそのとおり、救命講習の場においても実施してまいりたいと思います。

また、普及員、学校応急手当普及員の活動も含めまして、状況の把握、これも現在も進めているところですが、それもデータとして確実に管理したいと思っております。

バイスタンダー保険制度につきましては、先日東京消防庁のほうに確認しました。東京消防庁の担当者に聞きましたら、東京消防庁では1万2,000件を対象に保険会社と折衝したと。お幾らでしょうかと聞きましたら、それについてはちょっとというお話でした。件数が1万2,000ですので、地方の消防本部ではどうでしょうかねという担当者の見解ですが、消防本部単独だけではなく、全国的な取り組みとして考えれば、またそれも成り立つのかなと考えているところでございますので、先ほど答弁しましたとおり、全国消防長会を通じて検討を深めてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（渡辺忠君） 7番阿部加代子議員。

○7番（阿部加代子君） まず、現在の地域住民の要望につきましてですけれども、水路の改修につきましては、しばらくご意見が出なかったということでありまして、その会合の中では出なかったのかもしれませんが、すごく気にされている地域住民の方々がおられまして、ここのこの項目は対応していただかなければ大変心配でといいますか、上げたものが何十年もかかっているのに対応されないということで、大変心を痛めておられまして、このことに関しまして胆沢平野にかけ合ってみたり、また市の環境部のほうにかけ合ってみたり、いろいろされているわけですが、なかなか進まないということでございますので、組合としてもぜひこの水路の改修に関しましては対応が実現するように組合、市もそうすけれども、その他の関係部署がしっかり連携をとり合って対応すべきだなというふうに思います。声が上がらなかったからいいということではなく、しっかり覚えていらして、

ここを何とかしていただきたいと、水面下で動いていらっしゃる地域住民の方々がいらっしゃいますので、ぜひその声を酌んでいただいて対応していただきたいというふうに思いますけれども、その点についてもう一度お伺いをいたします。

それから、バイスタンダーの保険制度につきましてですけれども、確かに当地域にすれば人数少ないのかもしれませんが、でも、少ないからこそ保険会社と折衝しながら取り組みやすいというふうに思います。とにかく来年度は国体が控えておりますので、そういう部分でも全国からいらっしゃる皆様に対して、奥州金ケ崎の本部内ではこういう制度に取り組んで全国からの国体の皆様をお迎えする、そういう地域であるというようなことの実現になるかというふうに思いますし、県全体でこのことを取り上げていただけることを考えていくということも必要かと思っておりますけれども、まずは先駆けて奥州金ケ崎消防本部で取り組んでみるということも必要だと思っておりますけれども、いかがでしょうか。お伺いして終わります。

○議長（渡辺忠君） 高橋事務局長。

○事務局長（高橋寛寿君） 水路の件については、実態としては先ほど申し上げた経過がございます。ここで改めて水路の整備の件については、市と協議をしながら、地元の方々との意見交換も必要なのではないかというふうな気もしますが、地元というのはあくまでも仙人地区の環境対策協議会のことを指しますけれども、ここではこの件についてはどう進めるか、これから改めて市と相談をしますということでお話をして、今まで進まなかった件も含めて一定のご理解をいただいているかなど。これからできる範囲で組合もこれにはかかわっていくというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（渡辺忠君） 阿部消防長。

○消防長（阿部保之君） 当本部の1年間の救急件数がおおよそ5,700件出動してございます。そのうちバイスタンダーの方の処置が実際にあった、あるいはあればなという件数は精査すればすぐ出る数字でありますので、その件数をもって今度は保険会社さん、受託してくれるかどうか、受託する場合はどの程度なのか、そこは検討を進めてまいりたいと思います。

○議長（渡辺忠君） 引き続き一般質問を続けます。

次に、1番千葉敦議員。

〔1番千葉敦君登壇〕

○1番（千葉敦君） 1番千葉敦です。私は、さきに通告しました休日夜間診療所の運営について管理者に伺います。

奥州金ケ崎行政事務組合が運営しています休日夜間診療所は、休日に診療を休む医療機関が多いことから、地域住民の医療を受ける機会を保障しています。さらに、救急患者を受け入れている病院の負担軽減においても大きな貢献をしていると認識しています。

本年度からは、夜間診療にも対応しており、ますます地域になくてはならない施設となってきました。診療を担当している奥州医師会の医師の皆さんに大いに感謝するものであ



ります。診察は、問診、視診、触診、聴診などが中心であり、採血、血液検査、レントゲン検査などのできない状況と聞いております。そこで3点について伺います。

1点目は、診療所の現状と実績について。特に夜間診療所は今年度からでございますので、今年度の現在までの実績について中心に伺います。

2点目は、今後の運営、充実についてです。

3点目は、他の医療機関との連携についてであります。レントゲン検査などを行うために他の医療機関の一室を借りて診療所を開く、そのようなことについて管理者の考えを伺います。

以上、登壇しての質問といたします。

○議長（渡辺忠君） 小沢管理者。

〔管理者小沢昌記君登壇〕

○管理者（小沢昌記君） 1番千葉敦議員のご質問にお答えをいたします。

1点目ではありますが、当組合で開設している休日診療所につきましては、昭和51年に現在の奥州医師会が医師会館を建設すると同時に、その一室を借り受け、休日診療所として開設し、休日における1次救急医療の確保に努めているところであります。開設日は、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定される休日、1月2日、3日としていたものですが、条例の一部改正により、ことしから12月31日を加え、本年度は70日間を開設する予定であります。診療時間は、午前8時30分から午後4時までとし、診療スタッフは通常医師1名、看護師1名、事務職員1名で対応しております。

平成26年度の利用状況につきましては、開設日数は69日、1,985人の利用があり、1日当たり患者数は28.8人となっており、25年度と比較して総数で245人の増、1日当たり約4人の増となっております。市町ごとの利用内訳につきましては、奥州市が1,628人、金ケ崎町が224人で、その他が133人となっております。年齢別では、ゼロ歳から15歳までの利用者が1,143人で6割を占めております。次いで16歳から60歳までが688人、61歳以上が154人となっております。診療科目別では、小児科が1,095人、内科が778人、皮膚科46人、耳鼻科22人となっております。本年度の9月までの利用状況につきましては、利用者数は825人で、前年同期比較で121人、17.2%の増となっております。これは、9月に5日間の連休となったシルバーウィーク期間があつて、利用者がふえたことが主な理由と考えております。

次に、小児夜間診療所についてであります。この診療所につきましては小さいお子さんの急な発熱など初期救急医療を担当しているものであり、これまで奥州市が運営してきたものが本年度から当組合へ移管されております。開設場所は医師会館内で、開設日は毎日午後6時30分から午後9時までとなっております。平成27年9月までの利用状況は768人で、前年同期と比較して57人の減となっております。年齢別では、ゼロ歳から15歳までの利用者が95%以上を占めており、特に小学校入学前の乳幼児が全体の67%を占めるなど、小児科の初期診療と、応急処置としてのこの診療所が果たしている役割は大きなものと考えております。

次に、2点目の今後の運営、充実についてであります。当組合では、開設している休日診療所や小児夜間診療所は、比較的軽症の患者さんが休日や診療時間外のため、かかりつけ医を受診できないときの初期救急医療を担当しているものであり、基本的には後日かかりつけ医を受診するまでの応急的な処置を行っているものであります。診療に当たっては、専任医師が常駐しているのではなく、奥州医師会から当番で派遣されており、血液検査やレントゲン検査などが必要な患者あるいは医師の判断から、症状が急を要する場合は救急指定病院などへの紹介、転送を行うことを前提として診療を行っているものであります。したがって、医師会館内に直ちに検査機器をそろえたり、検査に必要な人員体制を整えることは現状では難しいと考えております。

次に、3点目の他の医療機関との連携についてであります。検査や緊急に入院が必要な公立病院の一室に休日診療所や小児夜間診療所を併設することで、一層充実した診療体制を構築してはどうかとお尋ねですが、これらの公立病院の中に診療所を併設することは、当該病院の医師、看護師、検査技師などの関連するスタッフの勤務体制と密接にかかわり、運営体制の重大な変更を伴うことから、その検討は特に慎重であらねばならないと考えております。

加えて、さきに述べましたように、開業医の先生方の協力によって初期医療の窓口として果たしている当診療所の役割をどこまで充実させていくかは、地域医療全体の中で検討すべき必要があるものと考えております。

一方、休日や夜間診療所に来所された患者さんが重症であった場合に、同じ施設内で救急医療を受ける効率的な診療体制を構築することは、受診者にとっては安心感を高めることになるとも考えられます。これらのことから、今後どのような工夫ができるのか、診療所運営委員会などの機会を通じて、奥州医師会、岩手県及び構成市町にまずは話題提供してまいりたいと考えているところでございます。

以上であります。

○議長（渡辺忠君） 1番千葉敦議員。

○1番（千葉敦君） では、再質問させていただきます。

私たち日本共産党の奥州市議団でございましたけれども、私たちは9月に胆沢病院の院長と懇談する機会がありました。その中で医療機関の一室を借りるという案が話し合われたものであります。

医師や医療スタッフの不足が言われている現在、胆江医療圏の中での連携を強め、お互いに融通し合うことが必要ではないかと思えます。今診療所が設置されている医師会館に例えばレントゲンの機器を導入すると、そういった場合にはどうしても大きな改修工事が必要であり、多額の経費がかかるものと思われます。そういった点からも、この案について先ほどの答弁では構成2市町、県立、市立の病院、医師会等々に話題提供といった形でなされるということでございますが、先ほどの答弁も踏まえませんが、改めて検討をされてみるという、

まず組合の中での検討も含めて、そして運営委員会での検討、そして他の関係する行政機関との話し合い等も含めて検討されることについてもう一度伺います。

そして、これは地域住民にとって本当に安心につながるものであると思いますので、もう一度伺います。

○議長（渡辺忠君） 高橋事務局長。

○事務局長（高橋寛寿君） お答えをいたします。

基本的には、先ほど管理者から答弁を申し上げたとおりでございます。私どもが今組織といますか、医師会ですとか、県のこれは保健所になりますけれども、そういった方々とお会いをするといいますか、話をする機会というのは診療所の運営委員会1つでございます。ここには、県、それから構成市町、医師会からの代表者がおいでになりますので、そういう会議の機会を捉えてお話をしてみようということでございます。その範囲の協議でこの話の結論が得られるものかどうかについては、ちょっと定かではございませんが、できればそこを1つの起点としてその話が広がりを持てるものであればという思いを持って先ほど管理者がご答弁したとおりということでご理解をいただければと思います。

以上でございます。

○議長（渡辺忠君） 1番千葉敦議員。

○1番（千葉敦君） 休日診療所の場合、夜間診療所もそうですけれども、1次医療、先ほどの答弁にもありましたけれども、ふだんのかかりつけ医が診療を休まれるという日にち、時間帯においてその診療を受け付けて、そして次の日以降かかりつけ医につなぐ、あるいは紹介しなければならぬ重大な事態においては大きな病院に紹介するというところでございますが、やはり血液検査とかレントゲン検査、いろんな検査ありますけれども、その辺をすぐ行えることによって救急病院、大きな病院の負担が減るというのも事実だと思います。

そして、医師会館に設置するのはなかなか難しいと私も思います。機会を見て検討されるということでございますけれども、医師不足というのは1年、2年で解決する問題でもありませんし、医療スタッフについても同じでございます。そして、そのような待遇を考え、医師会の先生方が例えば大きな医療機関の一室を借りる場合に、医師会の先生方がそこに若干間借りをするという形で検討するというのも考えられるのではないかと思いますので、それについてもあわせて検討いただければと思いますが、見解をお願いします。

○議長（渡辺忠君） 小沢管理者。

○管理者（小沢昌記君） 千葉議員おっしゃるように集約して効率化が上がるのであれば、それはいいことです。そして、変な意味ではなく、それぞれが抱える責任、それをメリットというふうな表現をさせていただきますが、集約することによってそれぞれが持つメリットを損なうことなくできるのであれば、それは反対される方はいらっしやらないと思います。どなたが見ても、それはすごく当然だなと。ところが、これまでもそういうふうな話が上っては前に進まなかったというのは、それぞれのメリットの部分とこうむるデメリットの部

分というふうなことから、その調整が難しかったということでもあります。

ですので、これは県でも新しい医療プランの作成に向け動いているということも含めて、いかに公立病院、特に救急患者の対応についての軽減を図ると言えればいいのでしょうか、さらにいい状況をつくるというふうな部分においてどのような対応ができるのか、していかなければならないのかということだとすれば、これは組合としてというよりも、市、町、県、医師会にかかわる方というふうな部分、全体でお話をしていくべきものであろうという認識に立っているということでもあります。開設者は結果として奥州金ヶ崎行政事務組合ということでもありますけれども、本来業務からすれば、やはり市、町、県というふうな部分が全うすべき内容であろうと思いますので、含めていい方向がどこに見出すことができるのかということについて検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（渡辺忠君） 一般質問を終結いたします。

ここで11時15分まで休憩いたします。

午前11時00分 休憩

~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~

午前11時15分 再開

○議長（渡辺忠君） 再開いたします。

~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~

○議長（渡辺忠君） 日程第5、報告第1号、自動車損傷事故に係る損害賠償事件に関する専決処分報告を行います。

提出者の説明を求めます。小沢管理者。

○管理者（小沢昌記君） 報告第1号、自動車損傷事故に係る損害賠償事件に関する専決処分報告を事務局長からご説明申し上げますので、ご了承願います。

なお、以下報告第2号及び報告第3号についても同様に事務局長からご説明申し上げますので、ご了承願います。

○議長（渡辺忠君） 高橋事務局長。

○事務局長（高橋寛寿君） それでは、報告第1号、自動車損傷事故に係る損害賠償事件に関する専決処分報告についてご説明を申し上げます。

この事故は、平成26年12月11日午後10時7分ごろ、救急出動中の水沢消防署金ヶ崎分署の救急自動車が北上市有田町地内の国道4号線を北上中、信号機のある交差点で赤信号のため一旦停止した後、徐行で交差点に進入した際に、左方向から青信号で交差点に進入してきた相手方車両の右側面に衝突し、双方の車両を損傷させたものであります。

相手方との協議の結果、組合と相手方の過失割合を組合が20、相手方80とし、組合は相手方に対し、車両損害額32万7,546円のうち6万5,509円を支払い、相手方は組合に対し、車両損害額305万7,804円のうち244万6,243円を支払うことで示談が調い、地方自治法第180条第1項の規定に基づき専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定によりご報告を申し上げます。

るものでございます。

以上でございます。

○議長（渡辺忠君） ただいまの報告に対しまして質問ありませんか。

7番阿部加代子議員。

○7番（阿部加代子君） 車両の損害額が300万円を超えるということであったわけで、それにしても人的な被害がなかったというのは不幸中の幸いだというふうに思います。しかし、このような事故が今後起こらないようにするために、赤信号での救急車両の進入に際しまして特段注意を払っていかなければならないというふうに思います。とにかく赤信号でも交差点に進入して、1分でも1秒でも早く患者の方を医療機関へ届けなければならないという使命があるわけですけれども、それにしても安全第一ということになります。

それで、赤信号のときの進入の際、一旦停止、徐行は当然ですけれども、さらに注意をすることで何か対策といいますか、対応といいますか、されていることがあればお伺いをしたいというふうに思います。

○議長（渡辺忠君） 阿部消防長。

○消防長（阿部保之君） お答えいたします。

消防本部では、具体策としまして交差点でのマイクの活用、これを全職員に対して以前からもやっているところでございますが、再度周知したものでございます。また、緊急出場機関員、運転手として従事する職員に対しまして、安全運転適性検査、これを実施してございます。各運転手の運転特性について検査・指導資格を有する職員が審査し、職員それぞれの特性について、あなたはこうなのだよと、そういうことを通知して安全運転の注意喚起、再発防止に努めているものでございます。

以上です。

○議長（渡辺忠君） 質問を終結いたします。

以上をもって報告第1号を終わります。

~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~

○議長（渡辺忠君） 日程第6、報告第2号、自動車損傷事故に係る損害賠償事件に関する専決処分の報告を行います。

提出者の説明を求めます。高橋事務局長。

○事務局長（高橋寛寿君） 報告第2号、自動車損傷事故に係る損害賠償事件に関する専決処分の報告についてご説明を申し上げます。

この事故は、平成27年7月3日午前8時30分ごろ、江刺消防署の職員が用務先の当組合消防本部の駐車場に公用車を駐車させる際、駐車していた相手方車両に接触して当該車両の右側後部を損傷させたものでございます。

相手方との協議の結果、組合と相手方の過失割合を組合が10、相手方ゼロとし、組合は相手方の車両損害額4万2,260円を支払うことで示談が調い、地方自治法第180条第1項の規定

に基づき専決処分をいたしました。同条第2項の規定により、これを報告申し上げるもの  
でございます。

以上でございます。

○議長（渡辺忠君） ただいまの報告に対し質問ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺忠君） 質問なしと認めます。

以上をもって報告第2号を終わります。

~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~

○議長（渡辺忠君） 日程第7、報告第3号、平成26年度奥州金ケ崎行政事務組合胆江広域  
水道用水供給事業会計資金不足比率の報告を行います。

提出者の説明を求めます。高橋事務局長。

○事務局長（高橋寛寿君） 報告第3号、平成26年度奥州金ケ崎行政事務組合胆江広域水道  
用水供給事業会計資金不足比率の報告についてご説明を申し上げます。

この資金不足比率につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく地  
方公営企業の経営の健全性を判断するための指標でございます。この指標につきましては、  
毎年度決算により算定した指標を監査委員の審査に付し、議会に報告することとされてい  
るものでございます。

平成26年度資金不足比率については、数値が発生していないことをご報告申し上げるもの  
でございます。

以上でございます。

○議長（渡辺忠君） ただいまの報告に対し質問ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺忠君） 質問なしと認めます。

以上をもって報告第3号を終わります。

~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~

○議長（渡辺忠君） 日程第8、議案第1号、奥州金ケ崎行政事務組合行政手続条例の一部  
改正についてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者の説明を求めます。小沢管理者。

○管理者（小沢昌記君） 議案第1号、奥州金ケ崎行政事務組合行政手続条例の一部改正に  
ついてを事務局長からご説明申し上げますので、ご了承願います。

なお、以下議案第2号から議案第7号までにつきましても同様に事務局長からご説明申し  
上げますので、ご了承願います。

○議長（渡辺忠君） 高橋事務局長。

○事務局長（高橋寛寿君） それでは、議案第1号、奥州金ケ崎行政事務組合行政手続条例  
の一部改正についてをご説明申し上げます。

今回の改正につきましては、行政手続法の一部改正によりまして、住民が行政機関に対し法令に基づき第三者の処分を求めることができる制度、あるいは行政指導を受けた者がこの行政指導の中止を求めることができる制度が定められたことに伴いまして、当組合条例に基づく処分等についても、これらの制度を定めようとするものでございます。

この条例の施行期日は、公布の日とするものでございます。何とぞ原案のとおりご決定くださいますようお願い申し上げまして、説明を終わります。

○議長（渡辺忠君） ただいまの議案に対し質問ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺忠君） 質問なしと認めます。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺忠君） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺忠君） ご異議なしと認めます。よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~

○議長（渡辺忠君） 日程第9、議案第2号、奥州金ケ崎行政事務組合個人情報保護条例の一部改正についてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者の説明を求めます。高橋事務局長。

○事務局長（高橋寛寿君） 議案第2号、奥州金ケ崎行政事務組合個人情報保護条例の一部改正についてを説明申し上げます。

今回の改正につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー法の施行に伴いまして組合が保有する特定個人情報の適正な取り扱いを確保するため、所要の改正をしようとするものでございます。

改正の主な内容は、組合が保有する特定個人情報の利用、提供の制限、開示及び訂正の手続などについて定めようとするものでございます。

この条例の施行期日は、公布の日とするものでございます。原案のとおりご決定くださいますようお願いを申し上げまして、説明を終わります。

○議長（渡辺忠君） ただいまの議案に対し質疑ありませんか。

1番千葉敦議員。

○1番（千葉敦君） この議案の提案理由の2行目に組合が保有する特定個人情報とありますが、組合の業務の中で職員あるいは職員の家族のマイナンバーは今後とも保有していくことにはなると思いますが、一般住民といいますか、組合の事業や、各種の業務に関して他の住民のマイナンバーも組合で保有することになるのかどうか、ちょっとその辺の確認

をお願いします。

○議長（渡辺忠君） 高橋事務局長。

○事務局長（高橋寛寿君） 1番千葉議員のご質問にお答えをいたします。

お見込みのとおり、組合が保有するものは職員及びその家族に限定されると考えてございまして、それ以外の一般住民の方々のマイナンバー情報については、保有することはないというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（渡辺忠君） 質疑を終結いたします。

討論ありませんか。

1番千葉敦議員。

○1番（千葉敦君） 私は、この第2号議案、いわゆるマイナンバーの法律に関することでこの組合の個人情報保護条例を改正するという議案でございますが、これに反対の立場で討論いたします。

ご存じのようにこのマイナンバー、10月1日からの導入ということで、それぞれこれから各世帯に番号が送られてくるという事態にはなっておりますけれども、非常にまだ番号の交付が11月いっぱいまでかかるということですので、行われていないにもかかわらず、それに関したような詐欺まがいの電話が各地で報告されたり、年金問題があったばかりですけれども、情報漏れが大いに心配されると。当組合だけではなく、そのようなことが大いに心配されるといったことで、この実施に関してはまだまだ反対意見が多くあるのも事実でございます。そういった問題のある法律に関連しての改正でありますので、これについての改正については反対するというので討論いたします。

○議長（渡辺忠君） 討論を終結いたします。

これより採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（渡辺忠君） 起立多数であります。よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~

○議長（渡辺忠君） 日程第10、議案第3号、原子力発電所事故に起因する損害賠償請求事件の和解に関し議決を求めることについてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者の説明を求めます。高橋事務局長。

○事務局長（高橋寛寿君） 議案第3号、原子力発電所事故に起因する損害賠償請求事件の和解に関し議決を求めることについてご説明を申し上げます。

この議案は、平成23年3月に発生いたしました東京電力株式会社の原子力発電所事故による損害賠償について、和解のあっせんの申し立てをしまして、その公的な第三者機関でございます原子力損害賠償紛争解決センターからこのたび提示された和解案を受諾し、同社



と和解しようとするものであり、地方自治法第96条第1項第12号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

和解の大どころにつきましては、和解の請求額2,184万9,675円に対し、今回和解案が1,820万円ということで83.3%でございますが、この金額を受諾しようとするものでございますが、関連資料でちょっと説明をさせていただきたいと思っております。議案第3号関連資料の2の東京電力株式会社への損害賠償請求額及び和解案額でございますが、この中の表の1に記載をしております請求額、これは23年、24年度分でございます。そのほかの分については、まだ申し立てを行ってはおられません。23年、24年度分につきましては、請求額2,800万7,391円に対し、東京電力との交渉により615万7,626円については支払いを受けてございます。その差額の2,184万9,765万円について和解の申し立てを行い、今回1,820万円の和解案が示されたところでございます。

この1,820万円の内容でございます。3の表2に記載をしております。提示額では、事業費について1,380万円、人件費について440万円でございますが、それぞれ請求額は申し立て額Aに記載したとおりでございます。認められなかった金額につきましては、3の(2)に記載をしたとおりでございますし、それから人件費についてはその裏面、表の3に記載をしたとおりでございます。特に人件費につきましては、結果的に請求額を上回る和解案というふうに見えますけれども、基本的な人件費の補償対象については時間外勤務分であるということが明確に示されてございました。この際、当組合が請求する際に、いわゆる押し出し時間外、原子力事故関係の業務を日中に行ったために通常業務がその後になって、その通常業務が時間外になった分の請求というのは行ってございませんでした。その申し立ての後にADRのほうからそういう事案がありませんかという照会がございまして、改めて調査した結果、そういったものが出てまいりましたので、それを追加しようとして提出をした結果、このような金額になってございまして、申し立ての金額は少なかったのですが、その後の調査で請求額が結果的に膨らんだことによって440万円の人件費が認められたというふうを考えてございます。

以上で説明を終わらせていただきますが、原案のとおりご決定いただきますようお願いを申し上げます。

○議長（渡辺忠君） ただいまの議案に対し質疑ありませんか。

6番高橋政一議員。

○6番（高橋政一君） 何点か質問させていただきます。

まず、資料のほうの1ページの一番下でありますけれども、認められなかった請求の内容についてなのですが、まずし尿処理施設の脱水汚泥焼却費が317万円ほどありますが、これは説明のときに減価償却費を含めたためという説明があったと思うのですが、この減価償却費というのは317万円そのものなのかということ、減価償却費を含めた費用になるのかということをお聞きします。

それから、2ページ目なのですが、押し出し時間外の認定があったということで大変よかったなというふうには思うのですが、考え方はこうでいいのかというのをお聞きします。備考のところに企画総務課の分であれば、平成21基準額とあって平成23対象額とあって、基準額というのが通常の残業時間といいますか、そういう形で、23年対象額からその分を引いた部分について認定対象となったという考え方でいいのかどうか。

それから、掛ける70%が認定金額になっていますが、その70%の根拠といいますか、これはどういう理由で70%となったというのをお聞きします。

○議長（渡辺忠君） 高橋事務局長。

○事務局長（高橋寛寿君） 6番高橋議員のご質問にお答えをいたします。

まず最初に、し尿処理施設の脱水汚泥の焼却費のうち317万234円認められなかったという原因の大部分は、おっしゃるとおり減価償却費というものがこの算定の基礎に入っていないということでございました。当組合で請求をする際には、脱水汚泥を焼却をする経費1トン当たりの単価を算定をして、その量に掛け合わせて額を出すという方法をとりましたが、その単価を出す際に使用する資材とか燃料とかに加えて施設の減価償却費というものを単価の基礎に入れておりました。あわせて焼却した後、その灰を最終処分場に埋め立てをするという経費も請求しておりますが、埋め立ての経費の中に最終処分場の減価償却費というのも単価として算定をして請求をしたところでございました。その単価の計算に減価償却費というものが認められませんかというのがADRの、これは統一した見解のようでございますが、ということで減価償却費分を単価に入れ込んだ分を外した結果、この317万円というのが出てまいったということでございます。

それから、人件費の分でございますが、ADRのほうは21年度を基準年といたしますと、それと比べて増加した時間外を対象といたしますと、これも統一した見解ということでございまして、その差額が基本的な対象額になるというのはお見込みのとおりでございます。

実は、この70%というのはなぜですかというお話をしましたが、それについては具体的なお答えといいますか、内容的なものは残念ながらお答えをいただけなかったという状況でございます。

以上でございます。

○議長（渡辺忠君） 6番高橋政一議員。

○6番（高橋政一君） 最初の部分についてはわかりました。そうすると、317万円というのはもう減価償却費そのものであったという考え方でいいわけですね。

それから、70%は大変残念なのですが、答えていただけなかったのなら仕方ないと思いますが、施設管理課のほうでは人件費が余り認められなかったという部分があるのですが、押し出し時間外というよりは、通常の仕事の中でこの放射性物質の廃棄物等の作業をしたということから多分こうなのだろうというふうに考えるのですが、例えばこれを外部に委託をして、その分を請求すれば、ある意味ではその分そのままもしかすれば認められたのではない

かと思うのですが、その考え方についてどうなのかというのをお聞きしますし、それからあとまだ今請求中の平成25年度分についての交渉の状況についてお伺いをします。

○議長（渡辺忠君） 高橋事務局長。

○事務局長（高橋寛寿君） お答えをいたします。

まず最初に、外部委託の分については、お見込みのとおり認められるということでございまして、原発関連で委託した業務については全て認められたというふうに考えております。ですから、前にお話がありました時間内に自前でなくて外部委託をして原発関連業務をすれば、おっしゃるとおり対象になったのではないかというふうに考えられます。ただ、その当時は外部委託しなければいけない分と自前でできる分はないかというようなことで作業しておりましたので、今になるとそれはもう改めて請求はできないという、おっしゃるとおりの状況でございます。

25年度の分につきましては、ただいま請求をしているところでございまして、なかなか具体的な話にはなりにくい部分がございます。一部認められそうなものもありますけれども、今までの23年、24年を見てもおわかりのとおり、相当部分は東京電力との直接交渉では認められないというような話になっておりまして、今後の進展状況を見ながら再度ADRの申し立てというのも視野に入れて対応することになるのかなと考えております。

以上でございます。

○議長（渡辺忠君） 質疑を終結いたします。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺忠君） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺忠君） ご異議なしと認めます。よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~

○議長（渡辺忠君） 日程第11、議案第4号、平成27年度奥州金ケ崎行政事務組合一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者の説明を求めます。高橋事務局長。

○事務局長（高橋寛寿君） 議案第4号、平成27年度奥州金ケ崎行政事務組合一般会計補正予算（第2号）についてご説明を申し上げます。

別冊補正予算書、一般会計補正予算書（第2号）をごらんをいただきたいと思います。2ページ及び3ページでございます。今回の補正は、歳入歳出ともに既定額に6,497万1,000円を追加し、総額を38億9,668万7,000円としようとするものでございます。

7ページ、8ページをごらんをいただきたいと思います。歳入の主な内容でございますが、

6款1項繰越金5,698万円、前年度からの繰越金でございます。

7款2項雑入の1目雑入でございますが、717万6,000円、これは自動車損傷事故に係る賠償金等でございます。歳入の主なものは以上でございます。

次に、歳出でございます。9ページ以降でございますが、初めに9ページをごらんをいただきたいと思っております。2款1項総務管理費、1目一般管理費のうち13委託料、これは委託料のうち特定個人情報取得管理支援システムの構築委託料54万1,000円を計上してございます。

3款1項社会福祉費のうちの2目介護認定審査費、13委託料介護認定支援ネットワークシステムの改修業務委託料の減額388万8,000円でございます。

次に、11ページをごらんをいただきたいと思っております。4款2項清掃費のうち、4目のし尿処理費でございます。工事請負費に120万3,000円を追加しようとするものでございまして、非常用発電設備の補修工事でございます。

5款2項消防費の1目常備消防費でございます。職員手当等に一般職の手当1,064万8,000円を追加しようとするものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。原案のとおりご決定いただきますようお願いを申し上げます。

○議長（渡辺忠君） ただいまの議案に対し質疑ありませんか。

1番千葉敦議員。

○1番（千葉敦君） 歳出の各項目に一般職給与の減額があるわけですが、100万円単位のもの何か所か見受けられますが、これはどのような理由なのでしょうか。

○議長（渡辺忠君） 高橋事務局長。

○事務局長（高橋寛寿君） 1番千葉議員のご質問にお答えします。

今回の補正につきましては、27年度の人事異動の関係での職員費等の整理をさせていただいてございまして、それらの関係で金額に変動が生じたというのが主要因でございます。

以上です。

○議長（渡辺忠君） 1番千葉敦議員。

○1番（千葉敦君） 確認ですが、職員数が減ったということではないということよろしいのですか。

○議長（渡辺忠君） 高橋事務局長。

○事務局長（高橋寛寿君） 大きな原因としては、職員が減ったから今回の減額ということではございません。部署ごとに異動があつて、ふえたところ、減ったところがあるということでございます。

以上でございます。

○議長（渡辺忠君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺忠君） 質疑を終結いたします。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺忠君） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺忠君） ご異議なしと認めます。よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~

○議長（渡辺忠君） 日程第12、議案第5号、平成27年度奥州金ケ崎行政事務組合胆江広域水道用水供給事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者の説明を求めます。高橋事務局長。

○事務局長（高橋寛寿君） 議案第5号、平成27年度奥州金ケ崎行政事務組合胆江広域水道用水供給事業会計補正予算（第1号）についてご説明を申し上げます。

別冊補正予算書（第1号）をごらんをいただきたいと思えます。1ページでございます。主な点についてご説明を申し上げます。第2条、収益的支出の補正でございます。第1款の水道用水供給事業費用ですが、既定額から356万4,000円を減額し、5億2,311万8,000円としようとするものでございます。

第3条、第1款資本的支出、既定額に133万4,000円を追加し、2億9,573万4,000円としようとするものでございます。

この概要につきましては、説明資料といたしまして7ページに記載してございます。そちらでご説明を申し上げます。補正予算のうち、収益的支出でございます。収入に変更はございません。今回の主な変更につきましては、原水及び浄水費のうち委託料、既定額に197万7,000円を追加しようとするものでございます。入札減と、一方では天日乾燥床の汚泥処分業務等でございますが、入札減については浄水場の管理費の入札減でございまして、192万2,000円ほどでございます。一方、今回天日乾燥床の汚泥について処分をしようとしておりまして、389万9,000円追加をさせていただきたいというものでございます。

負担金につきましては、胆沢ダムの管理費の金額増でございますが、これは当初では見込みで行ってございましたが、このたび胆沢ダムのほうから納付予定額の通知が参りましたので、その金額に合わせようとするものでございます。

次に、総係費の委託料のうち、今回補正額減額で588万5,000円でございます。備考にございますとおり事業再評価が不要になったことによるということでございますが、当初予算では5年に1度の事業再評価を実施をするという前提でございましたが、その後県との協議で、事業実施そのものが現在具体的になっていないという状況では事業再評価は行う必要がありません。その事業再評価制度そのものが手直しがあつて、事業を具体的に実施しない場合は行う必要がないということになったということで、今回減額をさせていただきたいとする

ものでございます。

資本的支出につきましては、前年度実施をしました非常用発電装置に対する補助金の中に含まれていた消費税相当額につきまして返還をするということで今回計上させていただくというものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。原案のとおりご決定いただきますようお願いを申し上げます。

○議長（渡辺忠君） ただいまの議案に対し質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺忠君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺忠君） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺忠君） ご異議なしと認めます。よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

ここで午後1時まで休憩いたします。

午前11時54分 休憩

~~~~~○~~~~~○~~~~~

午後1時00分 再開

○議長（渡辺忠君） 再開いたします。

~~~~~○~~~~~○~~~~~

○議長（渡辺忠君） 日程第13、議案第6号、平成26年度奥州金ケ崎行政事務組合一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者の説明を求めます。高橋事務局長。

○事務局長（高橋寛寿君） 議案第6号、平成26年度奥州金ケ崎行政事務組合一般会計歳入歳出決算認定についてご説明を申し上げます。

別冊決算書1ページをお開き願います。平成26年度歳入総額につきましては、決算額30億1,593万8,809円に対して歳出総額は29億3,775万4,485円でした。差し引き残額は7,818万4,324円です。

それでは、歳入の主な項目についてご説明申し上げます。3ページ、4ページをごらんください。1款分担金及び負担金24億8,352万6,227円、2款使用料及び手数料2億9,858万5,798円、6款繰越金8,000万6,676円、7款諸収入3,693万6,315円、8款組合債1億210万円です。

次に、歳出でございます。歳出の主な内容は、4款衛生費13億1,106万1,734円、消防費14億

5,882万2,911円でございます。

それでは、事項別明細書によりまして主な内容についてご説明を申し上げます。9ページでございます。歳入につきましては、1款1項5目清掃費分担金9億3,019万227円でございます。管理運営費分担金の中には、農林業系廃棄物の処理費といたしまして571万2,227円がございます。6目消防費分担金でございます。13億8,699万1,000円でございます。

次に、11ページでございます。3款1項国庫補助金、1目衛生費国庫補助金でございます。2の農林業系汚染廃棄物処理加速化事業費補助金571万2,227円でございます。構成市町からの分担金と同額を国庫補助金としていただいております。

15ページでございます。8款1項組合債、1目衛生債1,910万円、し尿処理施設の整備事業債でございます。2目消防債8,300万円でございます。デジタル化等に伴う起債の金額でございます。

次に、歳出の主な内容についてご説明を申し上げます。31ページをごらんいただきたいと思っております。31ページは、広域交流センター費の続きでございます。この最後、17節公有財産購入費でございます。4,420万9,628円、土地購入費でございますが、広域交流センターの土地の購入費でございます。

次に、35ページをごらんいただきたいと思っております。こちらは、可燃ごみ処理費の続きでございます。36ページの一番下、15節工事請負費でございます。1億2,511万2,600円でございます。ごみ焼却施設維持補修工事費、毎年度行っております定期整備の経費1億1,983万1,400円、それから衛生センターの電話交換機等の更新工事528万1,200円でございます。

次に、39ページをごらんをいただきたいと思っております。こちらは、し尿処理費でございます。13節委託料6,279万516円でございますが、この中に平成26年度から実施いたしましたし尿処理施設の運転管理費4,158万円、委託料の備考欄の下から2番目でございます。この委託料がございます。

それから、次のページ、41ページ、42ページでございます。し尿処理費の最後の項目、41ページ、42ページの一番上ですが、し尿処理施設の工事請負費3億694万6,800円がございます。し尿処理施設の維持補修費、定期整備費、これが1億2,334万6,800円でございます。あわせてし尿処理施設の運転制御装置、DCSと言われるものでございますが、これの更新をいたしております。1億8,360万円でございます。

次に、5目の最終処分場費でございますが、43、44ページでございます。44ページの一番上になりますが、15節工事請負費402万1,920円のうち昨年度は浸出水の集水ピットかさ上げ工事378万円でございます。

次に、49ページをごらんいただきたいと思っております。5款2項2目消防施設費でございます。この中には、13節委託料といたしまして846万7,200円、(仮称)江刺東分遣所の実施設設計の委託料がございますし、19節負担金補助及び交付金に8,300万円、これはデジタル化等の負担金でございます。

51ページは、実質収支に関する調書でございます。実質収支の金額は7,818万4,000円となっております。

以上で説明を終わりますが、原案のとおりご認定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（渡辺忠君） ただいまの議案に対し質疑ありませんか。

7番阿部加代子議員。

○7番（阿部加代子君） 順番がちょっと前後しますけれども、よろしく願いいたします。大きく3点ほど伺いをいたします。

まず、職員の皆様の健康診断の状況について伺いをいたします。主要施策の成果に関する報告書の3ページと26ページに記載をされておりますけれども、職員の皆様の健康診断を実施をされているわけでございますが、対象者数と受診者数がもちろん違ってくるわけでございますが、全員受診をしていただくということで、健康診断のその日に受診できなかった方々に対しましては、別の日に時間を設けて受診に行っていただくような体制をとっていらっしゃるのかどうか伺いをいたします。例えば受診に行きまして、その後要再検査となった場合、そのようなときにもしっかりと勧告されているのか、受診するように勧めていらっしゃるのか伺いをしたいというふうに思います。また、この中に臨時の方とか非常勤の方々もしっかり含まれているのか伺いをいたします。

それから、決算書の30ページでございます。残骨灰の処理の業務委託料1円ということでございますけれども、そのことについて伺いをしたいというふうに思います。火葬場でご遺族の皆様がお遺骨を拾われまして、その後どうしても残骨灰が残るわけでございますけれども、その処理に関する業務委託料ということで1円ということなのですけれども、これらの委託の状況につきまして伺いをしたいというふうに思います。

それから、これとあわせまして、火葬場の灰でございますが、2009年の1月には読売新聞、朝日新聞のほうで、また2010年の12月ですか、毎日新聞のほうでも問題ということで取り上げられておりましたけれども、六価クロムの有害物質が火葬の炉の中の灰とか煙に含まれている可能性があるということでございまして、火葬場の灰の規制はないわけでございますけれども、それらについて当火葬場の状況について伺いをしたいというふうに思います。

これとあわせまして、主要施策のほうの8ページなのですけれども、火葬場の施設管理の係、職員1名の経費が計上されておりますけれども、この内容についてどうなっているのか、伺いをしたいというふうに思います。

それから、最後、大きな3つの3点目でございますけれども、主要施策の20ページでございますが、粗大ごみの処理費というところで処理の依頼先というところではありますが、乾電池の処分のところですが、処分場が北海道の北見市ということになっております。また、鉄くずの売り払いのところは胆江地区リサイクル事業協同組合ということになっておりますけれども、これらは入札によってこういうふうに決められているのか、その辺の状況について伺いをいたします。



以上です。

○議長（渡辺忠君） 高橋事務局長。

○事務局長（高橋寛寿君） 7番阿部議員のご質問にお答えをいたします。

健康診断のほうについては、後で次長のほうから健診の状況について、それでは最初に残骨灰の処理の状況でございます。ご指摘のとおり残骨灰につきましては、ご遺族の方々が遺骨を収集をされてご自宅あるいは墓地のほうにお持ちになりますが、その後に残ったものでございます。これについては、現在一時保管をしておりますけれども、この保管場所がいっぱいになりそうなときに随時業者に引き取りをお願いしております。このお引き取りをお願いする際に、基本的には入札で行ってございます。現在の入札の実施についてお聞きいたしますと、数社が1円で処理をいたしますというふうに応札をしまいいりまして、抽せんにより業者を決定をしている状況でございます。

それから、灰の中の有害物質等ということについては、現在まで特段そういう認識もなくお引き取りをいただいた後、それぞれ業者がお願いできる墓地のほうに埋葬するといいますが、そういう形で行っているというふうに理解をしております、特別な手だてということをお願いをしている状況にはございません。

それから、火葬係1名の人件費があるということですが、これはこの組合の中で担当者ということで1名配置してございますので、必ずしもその者1名でやっているわけではありませんが、予算整理上1名ということで置かせていただいているという状況でございます。

次に、乾電池、鉄くずのご質問がございました。それで鉄くずにつきましては、これも一時保管をしておりますけれども、たまたま都度入札により業者を決定をして、購入をしていただいているという現状でございます。

一方乾電池につきましては、現在処理することができる施設を持っているところというのが北海道のイトムカというこの場所を指定をされております。ここをお願いをする際には、随意契約でお願いをしているという状況でございます。

私からは以上であります。

○議長（渡辺忠君） 渡辺事務局次長。

○事務局次長（渡辺和也君） それでは、私のほうからは職員の健康診断に関してお答えさせていただきます。

まず、主要事業施策の3ページに書いております対象者のカウントの仕方でありましてけれども、ここはそれぞれ正職員の数の分しか記述をしておりませんが、当然のことながら臨時職員の方についても所定の健診については実施をしております。今回のこの施策の中には、ちょっとその記述が入っておりませんでした。

それから、対象者に対して受診者数が少ないという現象があらわれておりますけれども、この中の多くは、まず健診をする期間において病気療養中によって受診をすることができなかったというケース、それからもう一つは個人で人間ドックを受診しているために、あえて

こちらの健診を受けなかったというケースがこの中にございます。

それから、その健診の結果、要検査者に対するフォローはどうなっているかということでもありますけれども、昨年26年の場合は胃がん検診によりまして、いわゆる胃部検診によりまして3名追加的な内視鏡検査や、あるいは必要な治療といいたししょうか、そういったことが求められました。この点につきましては、治療の経緯について報告を受けております。

また、生活習慣病の予防検診、いわゆる循環器系の検診でありますけれども、これらにつきましては予防医学協会の保健師さんによりまして6カ月間の保健指導がございます。これらそういった個人別の処方をそれぞれ定期的にご指導いただいて、身体の状況を報告をするということになっております。

以上でございます。

○議長（渡辺忠君） 阿部消防長。

○消防長（阿部保之君） 消防本部についてご説明申し上げます。

健康診断、臨職さんの分についてはきちんと受診、受検してございます。前年度の消防本部の職員数が166名で、循環器系検診153名受検、残りの13名につきましては人間ドックが10人、それと病気療養中で検診受けなかったという職員1名ございます。要再検査の通知を受けた職員につきましては、再検査受けるまではその都度受けるように指導してございますが、再検査の結果の提出については求めてございません。

以上でございます。

○議長（渡辺忠君） 7番阿部加代子議員。

○7番（阿部加代子君） まず健康診断につきましては、きちっと把握をされているということで了解いたしました。臨時の方々に関しましてとかは、ちょっとデータ公開がなかったわけですが、しっかりとされているということで了解をいたしました。

また、再検査につきましても各職場では再検査を受けるまで声がけをするということは大変重要なことだというふうに思いますので、そこもやっていただいているということで了解いたしました。

それから、残骨灰につきましてですけれども、ご遺族が拾われたご遺骨で、残った残骨につきましては各市町村の所有ということになりますので、その処理に関してもきちっと行っていかないといけないというふうに思いますが、産業廃棄物等にもこれは該当していませんので、この処理の法令がございませんので、どう適切に処理をしていくかというところが大変難しいことにはなっております。

また、ご遺族の心境からして、残骨灰を処理していただいている中でもお金を受け取るということになりますと、ちょっといかがなものかというところもあるわけではありますが、処理をしていただく業者の選定に当たりましては、きちっと処理をしていただいている業者であるかどうか。また、その処理した灰がきちっとお寺等に埋葬されているかどうかというところまで確認をされて業者選定をされているのか、その点をお伺いをしたいと思います。

また、1円入札ということがずっと続いておりますので、例えば何かの業務と一緒に委託をお願いすると。例えば火葬炉の関係の入札等行っていただいているところとかと一緒にお願いをするようなシステムにするとか、何らかの方法があるのではないかというふうに思いますけれども、その点について。

それから、火葬場の煙とか灰の規制はないわけですが、周囲の環境の保全ということがありますので、その辺の調査も必要ではないかと思いますが、その点についてもう一度伺いをいたします。

それから、乾電池、リサイクルの関係の入札につきましては、了解いたしました。

○議長（渡辺忠君） 高橋事務局長。

○事務局長（高橋寛寿君） お答えいたします。

残骨灰の処理については、おっしゃられるとおりの課題があるのかなというふうに思います。現在残骨灰の処理の業者を指名する際には、過去の実績ですとか、あるいは残骨灰の処理の実績も含めた実績調査をして、実績のある業者を指名しております。なお、先ほどちょっと漏れてしまいましたが、残骨灰のお寺への埋葬の際には、灰の検査を実施をさせていただいて有害物質がないということを確認の上、埋葬するように指導しているところでございます。

それで、煙のほうについては、実際今まで特段の検査というものは行っておりませんので、この辺については今後ご指摘のとおりというふうに思いますので、どのような項目について必要があるのかを含めて検討させていただきたいというふうに思います。

それから、残骨灰の処理については、今お話ししたように現在実績のある業者ということでございまして、今私どもが業務委託あるいは工事などの指名をする際の業務とダブって行うという業者がほとんどいないということがございまして、現実的には他の業務との抱き合わせというのは難しいところがあるかなというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（渡辺忠君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺忠君） 質疑を終結いたします。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺忠君） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺忠君） ご異議なしと認めます。よって、議案第6号は原案のとおり認定することに決しました。

~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~

○議長（渡辺忠君） 日程第14、議案第7号、平成26年度奥州金ケ崎行政事務組合胆江広域水道用水供給事業会計利益の処分及び決算の認定についてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者の説明を求めます。高橋事務局長。

○事務局長（高橋寛寿君） 議案第7号、平成26年度奥州金ケ崎行政事務組合胆江広域水道用水供給事業会計利益の処分及び決算の認定についてご説明を申し上げます。

別冊決算書をごらんいただきたいと思います。初めに、1ページ、2ページでございます。収益的収入及び支出の状況でございます。初めに、収入でございます。1款水道用水供給事業収益、決算額でございますが、こちらのほうは税込みの金額となっております。決算額5億1,580万1,997円、1項営業収益4億3,234万3,169円、2項営業外収益8,345万8,828円でございます。

支出でございます。1款水道用水供給事業費用、決算額4億8,276万9,487円、1項営業費用3億8,658万8,154円、2項営業外費用9,440万3,333円、3項特別損失178万1,000円でございます。

3ページ、4ページをごらんいただきたいと思います。資本的収入及び支出の状況でございます。収入でございます。第1款資本的収入1億7,158万6,000円でございます。1項企業債1億3,550万円、2項出資金1,808万6,000円、3項補助金1,800万円でございます。

支出でございます。1款資本的支出でございますが、3億1,850万6,865円でございます。内訳として、1項創設事業費9,290万6,355円、2項企業債償還金2億2,560万5,100円でございます。

支出に対し不足する収入につきましては、当年度分消費税資本的収支調整額400万円及び過年度分損益勘定留保資金1億4,292万8,650円で補填をしている状況でございます。

明細につきまして、18ページから掲載をしておりますので、こちらの明細書で概要を説明させていただきたいと思います。こちらのほうは税抜きとなっております。金額が少し違ってございますので、ご了承をお願いいたします。

初めに、収益費用の明細でございます。収入でございます。水道用水供給事業の収益の営業収益4億119万7,035円、主なものは用水供給収益で、奥州市、金ケ崎町の内訳を記載してございます。

営業外収益といたしまして、8,345万9,320円がございしますが、主なものは長期前受金戻入として8,099万6,117円がございします。これは、26年度から企業会計のシステムが変更になりまして、いわゆる計上する金額のうち補助金相当額について、ここに新たに計上するということになりましたものでございます。この8,099万6,117円について、実際に26年度に現金が来たというのではなく、会計整理上このように整理をすることとされたものでございます。

次に、費用の主なものについてご説明を申し上げます。営業費用のほう、原水及び浄水費でございます。委託料3,661万3,404円、浄水場の運転業務等でございます。同じく負担金1,133万1,482円、これは胆沢ダムの管理費ということで、ダムが26年度から実質的な稼働が

始まりまして、その維持管理費に対する負担金でございます。

次に、19ページでございます。減価償却費といたしまして2億7,680万473円。

それから、営業外費用といたしまして支払利息7,403万7,433円が主な内容でございます。

収入4億8,465万6,355円に対する支出が4億5,630万709円ということで、この差額2,835万5,646円が今年度の収益的収支の黒字ということでございます。

次に、資本的収入及び支出の明細でございます。収入総額は1億7,158万6,000円でございます。内訳につきましては企業債1億3,550万円、出資金1,808万6,000円、補助金1,800万円でございます。

支出につきましては、創設事業の広域化施設整備費の工事請負費5,400万円でございます。これはたんこう浄水場の自家発電設備の設置工事費でございます。建設利息3,890万6,355円、企業債償還金2億2,560万510円が主な内容でございます。

なお、8ページをごらんいただきたいと思っております。収益的収支の黒字相当額2,835万5,646円につきましては、議会の議決を経て減債基金に積み立てようとするものでございます。

以上で説明を終わります。原案どおりご決定いただきますようお願いを申し上げます。

○議長（渡辺忠君） ただいまの議案に対し質疑ありませんか。

2番廣野富男議員。

○2番（廣野富男君） 決算審査意見書の12ページの下から5行目の固定資産についてお尋ねいたします。

「有形固定資産158億4,684万4,000円のうち稼働資産は62億431万9,000円でその割合は39.2%である。未稼働の固定資産96億4,252万5,000円を含めた施設の適切な維持管理に努められたい」という所見がございますが、具体的な内容について、できれば決算書の20ページとあわせてお尋ねしたいと思います。

○議長（渡辺忠君） 高橋事務局長。

○事務局長（高橋寛寿君） 2番廣野議員のご質問にお答えをいたします。

取得した財産のうち、稼働しているのが3分の1程度ということでございますが、未稼働部分というのは基本的には管路として整備をいたしましたものでございます。現在浄水場の水をつくる能力は、最終的には4万3,500トンということで計画をしておりますが、浄水場は現在1万4,600トンの水処理能力でございます。一方、管路については、既に設置をしております。土の中にございますが、その稼働率というのは計画している最終的な水の量のうち幾ら管の中を流れているかということで計算をいたします。最終的に4万3,000になるものが今1万4,000で、水の量がフル稼働したという想定をしても3分の1程度ということで、現在地中にある管の中を流れている水の量が3分の1で、その管を利用しているのが3分の1ですよという、そういう考え方になりますので、三十数%という数字が出てまいります。これは、浄水場の水をつくる能力を拡大することによって稼働率が上がってくるということになると考えているものでございます。

以上でございます。

○議長（渡辺忠君） 2番廣野富男議員。

○2番（廣野富男君） 了解をいたしました。そうした場合、こちらの決算書の20ページの有形固定資産明細書というのがありますけれども、ここで見ますとどの部分に該当するのか、該当しないのか、その点だけお伺いして終わりたいと思います。

○議長（渡辺忠君） 高橋事務局長。

○事務局長（高橋寛寿君） 未稼働というか、未使用と評価される管路の金額については、（1）の有形固定資産明細書のその表の計の上です。建設仮勘定というところに全て計上されているというものでございます。

○議長（渡辺忠君） 7番阿部加代子議員。

○7番（阿部加代子君） 2点お伺いをいたします。

決算書の14ページの業務、業務量のところですが、一番下のところの有収率についてお伺いします。25年、26年と比べますと、25年度が83.2、26年度が91.5ということで上回ってはいるのですけれども……

○議長（渡辺忠君） 済みません、マイク。

○7番（阿部加代子君） 失礼いたしました。最初から言ったほうがいいでしょうか。

○議長（渡辺忠君） いや、いいです。続けてください。

○7番（阿部加代子君） 26年度が91.5%ということになっておりました。上がってはいるのですけれども、年間の取水量は大きくなっておりますので、この辺をどう見られているのかお伺いをしたいというふうに思います。本格供給が始まりましてから、この91.5というのがどういう数字になるのか、見解をお伺いしたいというふうに思います。

それから、水道用水供給事業の全般に対してでございますけれども、企業会計になったということもありますけれども、常にお水が流れる状況があるわけですので、何とか水力発電、小水力でもいいと思いますけれども、電力の確保ということで検討ができないのか、お伺いしたいというふうに思います。今水の落差とかではなく、常にお水が流れている状況のところであれば、電力、電気が発電できるというような技術もできてきているような時代なので、その辺を何とか検討できないのかお伺いしたいと思います。

○議長（渡辺忠君） 高橋事務局長。

○事務局長（高橋寛寿君） 7番阿部議員のご質問にお答えいたします。

初めに、14ページの有収率の評価といたしますか、見方でございますが、この83とか91の数字については、私どものほうでも低い数字だというふうに考えているというか、理解しております。なぜこのような数字になったかと考えますと、25年、26年、順次給水する箇所をふやしてまいりましたが、長い間管の中に水をとどめたままで、あるときから給水開始という部分になります。長い間管にあった水はアルカリ性が強くなって、直ちに飲み水とするには適さないということで、それは捨てることとなります。それから、初めて水を通しますと、

中に工事中なのかと思うのですけれども、砂利等が入っていたりしまして、それを完全に除去した後で給水を行うということで、管を洗うと、洗管作業というものを行います。これは、外見上はただ水を捨てているように見えるのですけれども、そういった作業を行って水がきれいになった段階で給水するというので、そういったロスが25年、26年はございましたので。27年については、26年から引き続きの給水箇所ですから、27年の有収率についてはこれよりも上がるというふうに考えております。

それから、発電の件については何度かご質問をいただいております。水が管の中を流れておりますが、実際にその管を使って一時中断をして工事をして、スクリューか何かを入れて発電機をつくるということは、事実上できないだろうと。給水をやめてやるということであれば可能かと思いますが、現在の状況で各箇所に給水をしながらというのは難しいというふうに考えてございます。それ以外に、一旦オープンになった後の水を使うということになりますと、非常にそういう場所は流れが緩やかということもございまして、なかなか水力発電のような力はないのではないかなというふうに考えているところでございます。

なお、技術的にそういうところでも可能だというような情報があれば、私もちょっと研究をしたいとは思いますが、現状では水での発電は難しいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（渡辺忠君） 5番有住修議員。

○5番（有住修君） 1点だけお伺いしたいと思います。

水道用水供給事業会計には今現在留保資金はどれくらいあるかお伺いしたいと思います。まず、25年度の資本的収入及び支出額の不足額、過年度分損益勘定留保資金1億4,292万865円は、これは減価償却費と考えます。また、26年度の減価償却費は2億7,680万473円で、差額が約1億3,390万円ほどありますが、これは留保資金が、26年度でこの額が増額したと考えますが、これが正しいかどうか、まずは教えていただきたいと思っております。

○議長（渡辺忠君） 高橋事務局長。

○事務局長（高橋寛寿君） 5番有住議員のご質問にお答えいたします。

まず最初に、留保資金でございますが、平成25年度末で9億6,800万円ほどでございます。今回の決算において、減価償却費を2億7,600万円いただいております。お見込みのとおり、このうち1億4,200万円は不足額ということで、これで充当しているということでございまして、これの差額が1億3,000万円というのはそのとおりでございます。ただ、26年度会計から、先ほどお話ししました長期前受金制度というのが導入されまして、これは2億7,000万円の中にその前受金8,000万円を計上してよいという形になってございますので、事実上、この8,000万円というのは数字の整理だけの問題ですので、この8,000万円を引いた5,000万円ほどが減価償却費から償還金を引いた分の残りということになりまして、そうしますと5,000万円ほどが内部留保資金にプラスになるということでございまして、内部留保資金につきましては先ほど収益的収支で出てまいりました26年度の黒字、償還金に充てる予定ではございますが、

2,800万円ほどがございまして、合わせて7,000万円ほどが25年度末の内部留保に追加をされるというふうになると考えておりまして、そうしますと26年度末は10億4,000万円ほどになるというものでございます。

以上でございます。

○議長（渡辺忠君） 5番有住修議員。

○5番（有住修君） わかりました。あと、今後の留保資金、内部留保資金は、さらにたまってくると考えます。そうしますと、26年度末10億4,000万円ですか、この処理をどうしていくかというのを伺います。

また、26年度末企業債残高が54億4,000万円ほどございます。これを繰上償還、かなりの縛りがあると思いますが、繰上償還するのも一つの方法ではないかと考えております。まず、26年度に企業債を1億3,500万円、借り入れをしております。先ほど7,000万円というお金はあると、さらに留保資金がたまつたと。そうしますと、1億3,500万円には7,000万円ほど足りないのですが、できるだけ、これは恐らく平準化債的なもの、企業債を平準化するためにさらにお金を借りているというような仕組みの起債ではないかと私は考えます。それなら、さらに企業債をふやしていくということではなく、できる限り企業債を減らすべきですので、できるだけ借り入れはしないというような方法、内部留保資金を使ったりして、できるだけ企業債は借りないという方法を検討したほうがよろしいと思いますが、どう考えるか伺います。

○議長（渡辺忠君） 高橋事務局長。

○事務局長（高橋寛寿君） お答え申し上げます。

内部留保資金の今後の動向については、26年度決算については収益的収支、資本的収支合わせて7,000万円ほどということでございますけれども、この金額は稼働率がちょっと、先ほど出ましたが、今3分の1、33%ぐらいなのですが、その前は17%ということで倍ぐらいになっているわけです。これは、浄水場の整備を行った結果でございますが。稼働率が上がりますと、いわゆる借りかえをすることができる範囲が狭まります。実際にその稼働したものについては、稼働したことによって上がる収益で支払いをなささいということになってきますので、自前のお金で払うお金がふえてくるということで、今後計算をしていきますと、平成30年ぐらいになりますと減価償却費と、それから自前で借金を返さなければいけない金額というのは、大体同じぐらいになって減価償却費が残ってくるという状況が変わってまいりまして、それを過ぎると、一時的ですけれども、逆転する年度も出てくるだろうというふうを考えてございます。そういう意味では、毎年7億円、1億円がこれからも積み立てすることが可能だという状況とは少し変わってきたかなというふうに思っております。ただ、それにしても、現在10億円になる金額を内部留保として持っていながら、その一方では償還に要するお金を新たに借り入れるという状況で運営をしておりますので、確かにこれはもったいない話で、無利子ではなくて有利子でございますので、これはできれば自前で返すことが望



ましいと、資金繰りとしてはそういうふうに思います。

この件については、昨年度から構成市町と現在の内部留保資金の使い方、活用の仕方について相談をしてございまして、現在までのところ、今後の維持管理費、耐用年数で計算していきますと平成30年以降はやはり億のお金で耐用年数を迎える部分があるということもありまして、構成市町との協議の上では少し慎重に進めていくという意見のほうが強いという状況でございます。ただ、これについては毎年度、次年度どうしましょうかという話を相談しながら進めてまいりたいと考えておりますので、改めて内部留保資金の今後の使い方については相談をしていきたいというふうに思います。

なお、繰上償還でございますが、当組合が借りているお金は、基本的に全て、いわゆる昔の政府系の資金でございます。民間の金融機関から借りているものはございません。政府系資金の場合は、繰上償還は基本的にはできないということになってございまして、それでも無理にというか、ぜひやりたいということであれば、残っている利息の大体85から90%を支払うことによって繰上償還ができる。そういう意味では、残っている利息の1割は払わなくてもいいということですので、メリットが全くないということではありませんが、時として国の制度として3%以上、5%以上、繰上償還が可能ですよというような制度がありますので、この繰上償還についてはそういうことがあった場合にすぐ対応できるという資金として、幾ばくかは確保しておいてもいいのかなというふうに現在は考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（渡辺忠君） 10番今野裕文議員。

○10番（今野裕文君） 2点お伺いいたします。私、予算のときに言いませんでしたので、ちょっと変なこと聞かかもしれませんが、お尋ねをいたします。

1つは、予算議会のときに可否同数で議長裁決ということになったように読み取れますが、委託費の計上のあり方について問題にされたのかなというふうに思います。それで、いろいろ予算が通ってから勉強させていただきますというような答弁をされておりますけれども、結果としてどういうことになったのかというのを1つお尋ねをしたいと思います。

あと1つは、小さなことですが、ここで聞くことではないような気がしますけれども、奥州市で8カ所で受水するというように説明があったようですが、事業報告を見ますと6カ所となっておりますが、どういう事情だったのかお尋ねをいたします。

○議長（渡辺忠君） 高橋事務局長。

○事務局長（高橋寛寿君） 10番今野議員のご質問にお答えいたします。

可否同数という状況の経過ではないかと思いますが、私どもの理解は浄水場の委託業務ではなくて、先ほどお話がありました内部留保資金の使い方について、お金があるのに借りるということについてのいろいろな考え方によって、可否同数になったというふうに理解をしてございます。

先ほどもお話をしましたが、内部留保資金につきましては、ご指摘のとおり、26年度決算

でいきますと10億円を超える金額になりますので、このまま単に眠らせておくということではなくてという意見も確かにそのとおりだというふうに思います。それから、一方では構成市町からすると、何か大きな工事があって、それを経費に計上されて、それが料金にはね返るといったことがないようにしてほしいという、このご要望も理解ができるところでございまして、この部分については受水者のほうの意見も聞きながら、なお協議をする必要があるというふうに考えてございまして、先ほど申し上げましたとおり、毎年度、翌年度の取り扱いについてどうするかと、お金を借りることによってどれだけの後年度負担ができるのかといったようなことを、資料を出しながら協議をさせていただきたいということをお願いしているところでございます。

それから、その次のご質問は、市のほうの受水は8カ所……

○10番（今野裕文君） 8カ所と議事録には残っています。

○事務局長（高橋寛寿君） ということにつきましては、組合側が供給する予定の箇所は全部で7カ所というふうに理解してございます。1カ所は、受水のほうの整備と申しますか、これが未整備だということで、現在は6カ所の給水ということで考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（渡辺忠君） 10番今野裕文議員。

○10番（今野裕文君） それで、委託料の件で、予算が認められたらば検討したいというような議事録が残っているのです。見ると、4,780万円が3,600万円ぐらいいままでに圧縮になっているような感じには見えますけれども、余りそういうのというのは変だなと思ったので聞きましたので、その事実経過と、これからのあり方についてどのように考えているかお尋ねをしたいと思っております。

内部留保についてはわかりました。ちょっと勘違いして読みましたので。

箇所についてはわかりました。お願いします。

○議長（渡辺忠君） 高橋事務局長。

○事務局長（高橋寛寿君） 浄水場の委託の件につきましては、種々の議論をいただいたところでございまして、その後構成市町、とりわけ実際に受水をしている側のご意見などいただきながら、管理のあり方については協議をしたところでございます。現在奥州市で使用している水のおおむね4分の1程度、24%ぐらいいをたんこう浄水場で浄水した水が供給されているという状況もあって、万が一にも一時的にでも滞る、とまるということのないような管理はぜひお願いをしたいという、これは当然のことでございますが。そういうことから、管理については万全の体制で臨んでほしいという御意見がございまして、浄水場の管理については基本的に従来どおり昼は2名体制、夜は1名体制での管理を続けていくということで考えてございます。ただ、委託の方法として、従来は単年度、1年ごとで委託をしてございましたけれども、これを3年の期間を設定した委託の方法というふうに少し変えまして、そ

れによりまして経費を幾らかでも削減しようということで、現在取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

○議長（渡辺忠君） 質疑を終結いたします。

討論ありませんか。

10番今野裕文議員。

○10番（今野裕文君） 胆江広域水道用水供給事業の決算についてであります。この間私もたびたび指摘してまいりましたけれども、先ほども稼働率の話がありました。水需要の見込みと施設整備の計画には大きな乖離があると、こういうことでずっとお話し申し上げてきました。私は、特にも浄水場の2期の整備についても反対してきております。今回の決算は、26年4月1日からの料金改定を含めた決算でありますので、反対をいたします。これからどうなるのかというのははっきりしませんけれども、3期、4期については繰り延べということになっておりますし、事業再評価も実質やらないということのようですので、なかなかどうということなのかよくわかりませんが、必要に応じた計画にさせていただくことをお願いいたしまして、反対いたします。

○議長（渡辺忠君） 討論を終結いたします。

これより採決いたします。本案は原案のとおり可決及び認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（渡辺忠君） 起立多数であります。よって、議案第7号は原案のとおり可決及び認定することに決しました。

以上をもって今期定例会に付議した事件は全て議了いたしました。

これをもって平成27年第2回奥州金ヶ崎行政事務組合議会定例会を閉会いたします。

午後2時04分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成27年10月23日

奥州金ヶ崎行政事務組合議会

議 長 渡 辺 忠

1 1 番 内 田 和 良

1 2 番 千 田 力

